

①要件

経営発展支援(初期投資促進)事業 確認シート

(※)確認方法については、ヒアリングに加えて、下記の方法に拠ることも可能

- ・**認定新規就農者の場合** 青年等就農計画
- ・**次世代準備型(就農準備資金)の交付対象者の場合** 研修計画、研修実施計画、研修状況報告書 等

市町村・担当者名:

交付対象希望者名:

確認項目	確認方法	チェック	確認資料
① 独立・自営就農時の年齢が、原則49歳以下であり、次世代を担う農業者となることについて強い意欲を示していること。	履歴書の生年月日、身分を証明する書類(運転免許証、パスポート等の写し)と、独立・就農時点(予定含む)により確認。	独立・自営就農時の年齢 ____歳	
② 事業実施の年度又は前年度に経営を開始し、独立・自営就農をする者であること。	令和6年度以降に農業経営を開始していること、若しくは開始予定であることを聞き取り等により確認。	農業経営開始日 年 月 日(予定)	
ア. 農地の所有権又は利用権を有していること。	農地の所有権又は利用権を有していることが確認できる書類の写しにより確認。 ・農地基本台帳 ・農地法第3条の許可を受けた使用貸借、賃貸借若しくは売買契約書 ・公告のあった農用地利用集積計画、農用地利用配分計画若しくは農用地利用集積等促進計画 ・特定作業受託契約書 ・都市農地の賃借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画 (農地を用いない農業(畜産等)の場合は確認不要。) 要望調査時点で経営を開始していない者については、本人の計画を聞き取り等により確認。		
イ. 主要な農業機械・施設を所有し、又は借りている。	農業機械・施設の売買・賃借の契約書や購入の際の領収証、固定資産課税台帳等の写しにより確認。要望調査時点で経営を開始していない場合については、計画を聞き取り等により確認。		
ウ. 生産物や生産資材等を申請者名義で出荷・取引している。	農産物出荷伝票や生産資材を購入したときの納品書、請求書、領収書により確認。要望調査時点で経営を開始していない場合については、計画を聞き取り等により確認。		
エ. 農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を申請者名義の通帳及び帳簿で管理している。	本人の當農口座の通帳の写し及び売上げ等を管理する帳簿により確認。要望調査時点で経営を開始していない場合については、計画を聞き取り等により確認。		
オ. 農業経営に関する主宰権を有している。	申請者が意思決定しているかどうか、聞き取り等により確認。		
③ 青年等就農計画の認定を受けた者であること。	青年等就農計画認定書の写しにより確認。今後認定予定の場合は、認定予定期を聞き取り等により確認。	1. 認定済 2. 認定予定 年 月 日	
④ 農業で生計が成り立つ計画を立てること。また、計画の達成が実現可能であること。	青年等就農計画の認定を受けている場合は、技術力、経営力、資金力等を勘案し、経営開始5年目の農業所得目標の達成が現実的に達成可能な計画となっているかを確認。今後認定予定の場合は、聞き取り等により確認。		
⑤ 【農業経営を継承する場合】 継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始する者。	履歴書及び過去の経歴(例:3年前まで常勤で他産業に勤めていた)を証明する書類(就業証明書、卒業証明書、住民票(遠隔地に住んでいた場合))により確認。 過去の経歴を証明する書類等(就業証明書、卒業証明書、住民票等)がない場合は、第三者(農業委員、区長等)への聞き取り等により確認。	農業経営継承日 年 月 日(予定)	
⑥ 目標地図に位置付けられている、若しくは位置付けられることが確実と見込まれる、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること。 ただし、原子力被災12市町村、令和6年度能登半島地震の被災市町又は、市街化区域で営農する場合は、この限りではない。	青年等就農計画及び以下の書類等により確認。 【目標地図に位置づけられている場合】 対象地域の目標地図 【確実と見込まれる場合】 目標地図作成検討会の議事録、その他目標地図検討過程が判るもの(例:地域での話合いメモ等) 【農地中間管理機構から農用地を借り受けている場合】 農地基本台帳の写し等により確認。 要望調査時点で経営を開始していない者については、本人の計画を聞き取り等により確認。 【原子力被災12市町村、令和6年度能登半島地震の被災市町又は、市街化区域で営農する場合】 実質化された人・農地プラン等	目標地図に 1. 位置づけられている 2. 位置づけられる見込み 農地中間管理機構から農地を 3. 借り受けている 4. 借り受ける見込み 5. 原子力被災12市町村、令和6年度能登半島地震の被災市町又は、市街化区域である	
⑦ 経営発展支援事業、初期投資促進事業、雇用就農資金及び経営継承・発展等支援事業の交付を現に受けおらず、かつ過去に受けていないこと。	離職票原本や、青年等就農計画等及び交付申請書のチェック欄及び対象者データベース登録(修正)時に同一人・突合確認を行い、必要に応じて全国農業会議所へ問い合わせる。		
⑧ 自己負担分について、金融機関から融資を受けていること。	融資の詳細(金融機関・融資名、融資額等)について、計画と金融機関との相談状況を聞き取り等により確認。		
⑨ 【豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する場合】 都道府県による飼養衛生管理基準遵守状況等について確認が行われていること。	—		
⑩ 就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。	交付対象者が地域で農業や生活を行っていく上で必要な地域活動(用水路管理等)や地域生活にじむための様々なコミュニティへの参加や協力する意思・状況を、聞き取り等により確認。		
⑪ 環境と調和の取れた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)に基づく環境負荷低減に取り組む意思があること	「環境と調和の取れた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」に基づく環境負荷低減に取り組む意思があることを、聞き取り等により確認。 (「みどりチェック」チェックシートにより確認。)		

※ 要望調査時点で経営開始していない場合は、交付申請者の事業計画の承認申請時までに要件を満たすことが確実であることを確認してください。

経営発展支援(初期投資促進)事業 確認シート

確認項目		点数	確認方法	チェック	確認資料
1 研修 (※)	① 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目を含む研修を概ね1年以上(概ね1,200時間以上)受けている。	1	研修カリキュラム、シラバス、成績表等により、取り組む作目が研修内容に含まれていることを確認。		確認書類:
	② 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目について研修を概ね1年以上(概ね1,200時間以上)受けている。	2	研修カリキュラム、シラバス、成績表等により、総研修時間の半分以上、取り組む作物についての研修を受けていることを確認。		確認書類:
	③ ②に加え、販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修を受けている。	3	研修カリキュラム、シラバス、成績表等により、農業経営に関する研修を受けていることを確認。		確認書類:
2 サポート 体制	① 地域サポート計画が策定されている。	1	「農業をはじめる.jp」の閲覧等により、農業次世代人材投資事業等に基づく地域サポート計画が策定されていることを確認。		確認書類:
	② ①に加え、普及指導センターの普及指導活動の対象者として選定されている。 ※熊本県では内報後に申請者を重点指導対象者として位置づけ、リスト化している。	2	地域の普及指導計画や指導要領において、新規就農者を重点指導対象としていることを確認。		確認書類:
	③ ②に加え、①の地域サポート計画の支援分野の全てについて担当機関・部署が明確になっている。	3	地域サポート計画の第2 地域サポート体制について「その他」以外の支援内容の担当機関・部署名が全て記入されていることを確認。		確認書類:
3 経営管理 の合理化 (※)	① 園場等に農作業の記録(施肥量、農薬散布量、作業時間等)を毎日つける。	1	経営を開始している場合は、書類等に記録をついていることを確認。経営開始前である場合は、記録方法等を聞き取り、実施が確実であることを確認。 (農作業の記録方法の例) ・ノートに記録している(営農日誌等) ・エクセルやワード等を用いて自らの様式で管理している ・生育状況等を写真に撮って保存している ・スマートアプリ等(アグリノート等)を活用している ・その他の方法(営農管理システム等)で管理している		取組内容:
	② ①に加え、青色申告を実施する。	2	経営を開始している場合は、青色申告承認申請書等により確認。経営開始前である場合は、準備状況の聞き取り等により実施が確実であることを確認。		確認書類:
	③ ②に加え、GAP認証等を取得する。	3	既に取得している場合は認証書類等で確認。取得する予定である場合は認証取得に向けたスケジュールの聞き取り等により実施が確実であることを確認。 (GAP認証) GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP等 (ガイドライン)準拠のGAP農林水産省の国際水準GAPガイドラインに準拠した都道府県GAPを実施し、都道府県による審査に合格したもの (参考) https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/g_summary/index.html	1. 認定済 2. 認定予定 年 月 日 3. 種類	
4 所得 (※)	① 所得目標が「250万円」又は「継承する経営の直近所得から1割増の額」のうちいずれか高い額(A)となっている。	1	(独立・自営就農する場合) 農地の確保状況、営農予定作目、営農ビジョン等を聞き取り、取組可能な所得目標となっているかを確認。		所得目標、 継承する経営の直近所得。
	② 所得目標が(A)の額から2割以上増の額となっている。	2	(経営の一部・全部を継承する場合) 所得目標については上記のとおり。 継承する経営の直近所得については、継承する経営の前年度の決算書等で確認。		(A):
	③ 所得目標が(A)の額から4割以上増の額となっている。	3			
5 (※)	① 家族経営協定のうち農業経営の方針、農作業の役割分担、労働報酬、労働時間・休日に関する事項書面で締結している(法人の場合は就業規則等、単身の場合は家族経営協定に類するものとして自らの働き方に関する規定を書面で定めている)。	1	既に締結している場合は書類により確認。締結する予定である場合は、締結に向けたスケジュールの聞き取り等により取組主体への事業計画提出までに実施が確実であることを確認。		
	② ①の事項に加え、他の事項(休憩、時間外及び休日の労働、時間外及び休日労働に対する割増賃金、労働保険、社会保険)を1つでも設定している。	2			
6	農業版事業継続計画(BCP)を策定している。	1	既に策定している場合は書類等により確認。策定する予定である場合は、策定に向けたスケジュールの聞き取り等により取組主体への事業計画提出までに実施が確実であることを確認。		取組内容:
7 (※)	データを活用した農業を実践する。	1	既に実践している場合はデータや活用状況、実践する予定である場合は取組の内容や整備する機器等の内容やスケジュールの聞き取り等により確実であることを確認。 (データを活用した農業の例) ① 気象、市況、土壌状態、地図、栽培技術などの経営外部データを農業経営に活用 ② 経営外部データに加え、財務、生産履歴、土壌診断情報などの経営内部データをスマートフォン、PCなどの機器に記録して農業経営に活用 ③ センサー、ドローン、カメラなどを用いて、圃場環境情報や作物の生育状況といったデータを取得し、分析して農業経営に活用		
8 (※)	農業経営を法人化する。	1	本年度、経営開始と同時に法人化している場合は定款等により確認する。法人化する予定である場合はスケジュールや経営計画の聞き取り等により実施が確実であることを確認。		法人化予定日:
9 (※)	みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける	1	環境と調和の取れた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)に基づく実施計画を既に認定している場合は書類等により確認。認定する予定である場合は、認定に向けたスケジュールの聞き取り等により実施が確実であることを確認。		
10	点数(国ポイント)は9点以上ある。			計	点